記 者 発 表 資 料

令和７年９月２４日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
新潟トランシス株式会社	物品	新潟県北蒲原郡聖籠町東港５丁目２７５６番地３

２．指名停止措置期間
令和７年９月２４日　～　令和７年１１月２３日　（　２ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
新潟トランシス株式会社は、当地方整備局が発注した「ロータリ除雪車（2.6m級）１台交換購入」を平成２１年８月７日に受注したが、同社が行った除雪性能値を満たすことを証明する除雪性能試験において、最大除雪能力を向上させる目的で、実際に納品する車両と異なる部品を用いるという不適切行為を行い、同年１１月３０日に納品した。その後、令和６年７月３１日に同社からの報告により、納入された除雪車が発注者の求める仕様を満たしていないことが判明した。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第１第２号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第１（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（過失による粗雑工事） ２　当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　　課長　　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。